

子育て新制度 パートや求職中でも保育所可能

2015年度から始まる保育の新制度で、認可保育所や小規模保育などの利用要件が固まった。パートや自宅で働く場合などでも原則として利用できることを明示する。また夜勤の人も対象に加える。自治体が地域の実情を踏まえて受け皿を整備するのを促すねらいだ。

待機児童の解消をめざしてスタートする新制度では各市町村が地域で保育が必要な人数を調べ、その需要を満たすまで受け皿を整備しなければならない。利用の間口が広がると、地方の財政負担も重くなる。政府は消費税の増税分を使って費用を補助し、2017年度までに受け皿を40万人分増やす方針だ。

(10月3日付朝日新聞)

出生前診断共同研究 費用8分の1、年齢制限なし

妊娠初期に血液と超音波検査を組み合わせる胎児の染色体の病気の可能性を調べる出生前診断の共同研究を近く、昭和大学(東京)などが始める。

今年4月に、35歳以上の妊婦などを対象に始まったいわゆる新型出生前検査に比べて異常を見つ

ける精度は低い、費用は8分の1程度で済み、年齢制限もない。今後、普及する可能性もある。

検査は、血液中の特定のホルモンなどを測る新しいタイプの「母体血清マーカー」と超音波検査を組み合わせる。妊娠初期に検査をし、ダウン症と18トリソミーという2つの病気をもつ確率をそれぞれ出す。

(10月4日付読売新聞)

リンゴ病で流死産 初の全国調査

頬や体が赤くなり、風邪のような症状が出ることもある伝染性紅斑(リンゴ病)に妊娠中にかかり、胎児に感染した女性が2011年に69人確認され、うち約7割の49人が流産、死産していたことが厚生労働省研究班(主任研究長・山田秀人神戸大学教授)の全国調査でわかった。同調査は、妊婦を対象に実施した初の大規模調査。

69人のうち家族もリンゴ病にかかっていたのは37人で、このうち34人が子どもだった。育児中の妊婦が子どもから感染するケースが多いとみられ、研究班は、風邪の症状がある人に近づかず、定期的に健診を受けるよう、妊婦に注意を呼び掛けている。

リンゴ病の原因はパルボウイルスB19。せきやくしゃみを介して感染し、頬や腕、足などが赤くなるほか、頭痛や関節痛が生じるこ

ともある。ほとんどは自然に回復するが、妊婦が感染すると、胎児の組織などに水分がたまる「胎児水腫」や流産の恐れがある。

研究班は昨年、妊婦健診を実施する全国2714施設に、妊娠中のウイルス感染について2011年を対象に調査した。

回答があった1990施設を分析した結果、母から胎児へのパルボウイルスB19感染を69人確認。うち35人が流産、14人が死産、3人が中絶で、残り17人が出産だった。妊婦の半数はリンゴ病の症状がなかった。

(10月7日付共同通信)

卵子提供と代理出産 自民党が議員立法めざす

自民党は、不妊の夫婦が卵子提供や代理出産にのぞむ際の基準など、生殖医療について法整備を検討する。近く党内に特命委員会を設置して議論を進め、来年の通常国会で議員立法を目指す。

同党が検討するのは、生殖補助医療関連法案(仮称)。第三者から提供された精子や卵子による体外受精や、医学的に妊娠の方法がない夫婦に限った代理出産を認める内容だ。海外で卵子提供を受けて出産した野田聖子総務会長らが作成した私案が議論のたたき台になる。

私案では、不妊の夫婦を対象に、(1)提供された精子による人

工授精や体外受精、(2)提供された卵子による体外受精、(3)共に提供された精子と卵子を体外で受精させた胚の子宮内への移植——などを法律で認める。

代理出産は、妻に子宮がないなど医学的に出産が不可能で、裁判所の許可を得た場合に限り認める。高齢を理由にした代理出産は認めない。国が指定した医療機関以外での代理出産や、営利目的での卵子提供などに罰則を設けることも検討する。

国内では生殖補助医療について法の定めがなく、日本産科婦人科学会は卵子提供や代理出産を認めていなかった。法整備が進むことで、海外に出なくても国内の医療機関で自由に治療が受けられる環境が充実することに期待が高まる。

一方、法的にあいまいだった生殖医療による親子関係を規定するため、民法に関する特例法案も検討する。(1)卵子提供で出産した場合、出産した女性を母とする、(2)代理出産では依頼した夫婦を両親とする、と位置づけた。

(10月11日付朝日新聞)

子宮頸がんワクチン副反応 専門病院追加

子宮頸がんワクチンの接種後に痛みやしびれなどを訴える人が出ている問題で、厚生労働省研究班は、専門的な治療ができる病院を

新たに6か所リストアップして公表した。治療を行なうのは、信州大学、北海道大学、名古屋大学、愛媛大学、山口大学、鹿児島大学。ワクチン接種後に手足の痛みやしびれなどの症状が続く患者に対し、これらの病院への受診を勧める。

(10月11日付朝日新聞)

子ども予防接種過密日程 厚労省が規制緩和を検討

厚生労働省は、自治体を実施している子どもの定期予防接種について、接種の期限を緩和する検討を始めた。接種しなければならぬワクチンが増える一方で、決められた期限内に受けないと全額自己負担となるため、改善を求める声が上がっていた。期限を過ぎても問題がないかをワクチンごとに検討し、期限終了後も公費で負担できるようにする。

予防接種法に基づく子どもの定期接種は主に7ワクチンで、接種する年齢が決まっている。複数回接種する5ワクチンは「6～28日の間隔をおいて2回」(日本脳炎)など具体的な間隔が決められ、期限外に受けると、子どもが熱を出すなど「やむを得ない事情」の場合を除き、原則として自己負担になっている。

対象ワクチンは今年度から3つ増え、接種日程が過密になっている。さらなる追加も想定されるこ

とから、期限を過ぎても公費で負担できるよう省令を改める。ただし、接種年齢は変更せず、年齢を過ぎた場合は対象外とする方針だ。

(10月18日付朝日新聞)

特定看護師 制度案まとまる

看護師が医師の指示の下、自身の判断で気管挿管などの難しい医療行為ができる「特定看護師」の制度案を厚生労働省の検討会がまとめた。同省は来年の通常国会に保健師助産師看護師法改正案を提出し、早ければ2015年度からこの制度を施行する。

検討会は、特定看護師が行なう高度な知識や技能が必要な「特定行為」として、気管挿管や抗不安薬の投与などの41種類を選定。41種類を14分野に分け、それぞれの分野ごとに、厚労省が指定した研修機関で研修を受ければ、あらかじめ医師が指示した手順に従い、患者の容体を自身で判断しながらその分野の特定行為を行なえるとした。

一般の看護師も医師の具体的な指示があれば同じ特定行為を行なえる。その場合、院内研修が努力義務とされたが、安全確保のための具体策は言及されなかった。

(10月18日付読売新聞)